

平成31年度

神奈川県予算に対する要望

平成30年12月

横浜市

日頃より、横浜市政の推進にあたり格別の御高配、御協力をいただき、改めて深く感謝申し上げます。このたび、平成 31 年度予算編成に向けた横浜市としての要望事項を取りまとめましたので、御検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成 31 年は、横浜開港から 160 年、市制施行から 130 年の節目の年になります。市制施行時、11 万 6 千人であった横浜市の人口は増加を続け、現在は 374 万人となり、日本最大の基礎自治体となりました。

しかし、生産年齢人口は既に減少局面に入り、この平成 31 年には、人口が減少に転じると推計され、これまで経験したことのない社会状況を迎えます。これまで築いてきた実績を礎に、直面する課題を確実に乗り越えるため、重点的に推進する政策をとりまとめ、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」を策定しました。

平成 31 年度予算は、計画の 2 か年目の予算にあたり、計画で掲げる目標の達成に向けた取組を着実に推進すべく、編成を進めています。

人口減少・超高齢化社会の進展により、子ども・子育て支援、教育の推進などの子育て環境の充実とあわせ、2025 年問題を見据えた、医療・介護の提供体制づくりが急務となっています。これらの取組には、県の協力が不可欠であり、今後も緊密に連携を取りながら進めていきます。

また今年も、全国各地で大規模な災害が発生し、県民・市民の皆様の安全・安心への関心が非常に高まっています。これまでも県・市で協調して、防災・減災対策や都市基盤整備などを進めてきましたが、より一層連携を強化し、県民・市民の皆様の要請に応じていく所存です。

そして平成 31 年は、ラグビーワールドカップ 2019™、第 7 回アフリカ開発会議の開催年です。これまでも県市で連携・協力し準備を進めてきましたが、開催を目前に控え、成功に万全を期すべく協力関係を強化し、翌年の東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会にもつなげたいと願っております。

将来にわたり、県政、市政の発展に協調して取り組む関係を発展させることを目指し、この要望書では、現行制度に関する要望事項や、連携・協力し事業を進めるうえでそれぞれ果たすべき責務等について、とりまとめています。趣旨を御賢察いただき、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 30 年 12 月

横浜市長 林 文子

# 目 次

## 1 制度の充実や改善に関する要望

- (1) 県市間の更なる権限移譲の推進…………… 2
- (2) 救急相談センター(#7119)事業の県域化に向けた取組の促進【新規】 …… 3
- (3) テロ災害等に備えた災害拠点病院への資機材の整備促進【新規】 …… 4
- (4) 小児医療費助成の県助成対象の学齢期への拡大…………… 5
- (5) 政令市と他の市町村との補助較差是正…………… 6
  - ・ 重度障害者医療費助成事業
  - ・ 小児医療費助成事業
  - ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
  - ・ 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

## 2 事業の推進にかかる要望

- (1) 医療・介護の提供体制の充実【一部新規】 …… 7
- (2) 特別支援学校の整備等…………… 10
- (3) パスポート発給事務等窓口サービス・市民の利便性の向上【新規】 …… 12
- (4) ラグビーワールドカップ2019™開催事業…………… 13
- (5) 第7回アフリカ開発会議開催支援事業…………… 14
- (6) 重要文化財大規模改修等への支援【一部新規】 …… 15
- (7) 消防ヘリコプター・消防艇広域連携促進事業【新規】 …… 16
- (8) 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業…………… 17
  - ・ 急傾斜地崩壊対策事業
  - ・ 都市基盤河川改修事業
  - ・ 市街地再開発事業
  - ・ 神奈川東部方面線整備事業
  - ・ 地域防犯カメラ設置補助事業
- (9) 県施行の河川改修事業…………… 18

## 県市間の更なる権限移譲の推進（政策局）

### 市民生活に直結する分野を中心とした、更なる権限移譲の推進

#### 【提案の背景・必要性】

- ・人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行など、社会環境は大きく変化しており、複雑化・多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、二重行政を解消し、より効率的・効果的に行政サービスを提供していくことが必要です。
- ・第30次地方制度調査会答申でも、「大都市における効率的・効果的な行政体制の整備のためには、二重行政の解消を図ることが必要」とされています。
- ・こうした中、これまでも県と本市は、副知事・副市長間や局長レベルでの協議の場を設けており、全国で初めて認定こども園に関する権限移譲に合意するなど、成果をあげてきました。また、平成29年3月には、「横浜市神奈川県調整会議」を開催し、「パスポート発給事務」について、早急に移譲に向けて検討を開始することに合意しました。
- ・こうした取組を積極的に進めることで、県民・市民の皆様への行政サービスの更なる向上につなげていきたいと考えています。
- ・つきましては、がけ対策や河川管理、私立幼稚園の認可、医療計画の策定など、市民生活に直結する分野の事務権限の移譲を要望します。
- ・また、権限移譲にあたっては、事務処理の円滑な実施のため、必要な財源措置を講じることを要望します。

#### <県から市に移譲されていない主な事務権限>

- 子育て支援分野  
私立幼稚園の設置認可権限 など
- 都市計画・土木分野  
急傾斜地崩壊危険区域の指定権限、一級河川（指定区間）・二級河川の管理権限、都市計画事業の認可権限 など
- 福祉・保健・衛生分野  
医療計画の策定権限 など
- 安全・市民生活分野  
高圧ガスの製造等の許可等権限（特定製造事業所に係る）、液化石油ガス充てん設備の許可等権限 など

# 救急相談センター（#7119）事業の県域化に向けた取組の 促進（健康医療局）

救急相談センター(#7119)事業の県域化に向けたコーディネート  
の促進及び実施に係る費用の調整

## 【提案の背景・必要性】

- 救急相談センター（#7119）は、現在、県下において横浜市が実施主体となり、横浜市民を対象に 24 時間 365 日、急な病気やけがのときに、医療相談、医療機関案内等を受けることができる電話サービスを実施しています。
- 県内でも川崎市や相模原市を始めとした市町村で医療機関案内を実施していますが、救急電話相談を行っているのは、横浜市で行っている救急相談センター（#7119）のみです。
- 救急相談センター（#7119）の救急電話相談には年間約 17 万件の入電がありますが、うち市外からも約 12,000 件（約 7%）の入電があり、県全域においてニーズがあると考えられます。そのため、まずは救急電話相談の県域化が必要と考えます。
- 超高齢社会が進展する中で、救急相談センター（#7119）事業が県域で一元的に実施されることで、県民へ提供できる医療水準の向上や、県内の医療資源の有効活用に大いに寄与することになります。
- このような中、県は、平成 30 年 1 月の「第 43 回県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」において、救急相談センター（#7119）の県域化について、県がコーディネート役を果たしていくことを表明されました。
- 本市としても運用の効率化や利用者の利便性向上の観点から、県域化を目指すことについて、これまでの運用実績をもとに積極的に協力したいと考えています。
- つきましては、救急相談センター（#7119）事業の県下全域での早期実施に向けて、県が主体的な役割を発揮されるとともに、実施において、県・市町村で費用負担が適切に行われる体制の構築を要望します。

(参考) 全国の救急相談センター(#7119)の実施状況と費用負担

費用負担	実施地域
都道府県	東京都、埼玉県、奈良県、福岡県、鳥取県、茨城県
都道府県と市町村	宮城県（県と仙台市で 1/2 ずつ分担）、新潟県（県 2/3、県内市町村 1/3 ずつ分担）
市町村	横浜市、神戸市、田辺市、 札幌市と道内 4 市町村、大阪市と府内市町村

提案の担当／医療局医療政策部医療政策課救急・災害医療担当課長 栗原 政幸 TEL045-671-3740

# テロ災害等に備えた災害拠点病院への資機材の整備促進

## (健康医療局)

### 災害拠点病院への CBRNE 対応資機材（防護服等）の導入に向けた制度の創設

#### 【提案の背景・必要性】

- ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピック等の大規模集客イベントでは、テロ等が発生する恐れがあり、CBRNE(化学、生物、放射性物質、核、爆発物)災害に対する医療救護体制の構築は喫緊の課題となっています。
- CBRNE 災害の現場では、消防・警察及び自衛隊が検知活動及び除染活動を実施し、除染後に傷病者を医療機関に搬送します。しかし、現場で除染を受けずに医療機関に受診を求めて来院してしまう傷病者が来ることが想定されます。  
これらの傷病者に対して、院内汚染を未然に防ぐためには、病院の医師及びスタッフが化学防護服（レベル C 相当）を装着し、病院の初療室に入室する前捌きとして、観察等の活動を実施する必要があります。
- 国は、NBC 災害・テロ対策設備整備補助事業を設けており、補助を受けるには、都道府県が事業計画を作成し、補助要綱を整備する必要がありますが、県として、制度が整備されていない状況です。
- つきましては、発災時に中心的な役割を果たす市内 13 の災害拠点病院に CBRNE(化学、生物、放射性物質、核、爆発物)に対応できる資機材（防護服等）を導入し、医療機関が安全、かつ積極的に傷病者を受け入れるための制度整備及び財源措置を行うことを要望します。

#### ○NBC 災害・テロ対策設備整備補助事業の概要（厚生労働省事業）

- 事業実施主体：災害拠点病院、救急救命センター
- 基準額：1 か所あたり 33 百万円
- 補助率：国 1/2 県 1/2
- 対象経費：NBC 災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費

#### ○整備予定資機材

防毒マスク、有毒ガス用呼吸缶、放射性ヨウ素呼吸缶、化学防護服レベル B、化学防護服手袋、化学防護靴、化学防護服レベル C

#### ○本市配備予定先・費用

災害拠点病院 13 カ所 合計約 5 百万円（県補助額 約 2.5 百万円）

※県内 33 拠点病院への配備の場合 約 13 百万円（県補助額 約 6.5 百万円）

# 小児医療費助成の県助成対象の学齢期への拡大（福祉子ども みらい局）

## 県の通院助成の対象を未就学児から学齢期までに引き上げ

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 子育て世代の支援は、将来にわたって、活力ある社会をつくっていくために、国・地方を問わず、重要な施策となっています。近年、特に制度の充実が求められている施策が小児医療費助成です。
- ・ 本市では、市民からの強い要望を受け、これまで段階的に助成対象を広げており、平成 29 年 4 月からは小学校 6 年生まで対象を広げ、さらに、平成 31 年 4 月からは、中学校 3 年生までの助成へ拡大をしていきます。
- ・ 県下では、全ての自治体で、学齢期の児童を対象とした通院助成を実施している状況を踏まえ、安心して子どもが受診できる制度を確保することは、県民全体の強い要望であるといえます。
- ・ つきましては、現在、未就学児までを対象としている県の通院助成について、県及び県下市町村が、制度面・財政面で互いに連携しあって、県民の子育て支援をすすめていくという観点から、学齢期まで対象を広げることを要望します。
- ・ また、本制度が全国的に実施されている状況であれば、統一した制度を実現すべきであり、本市では、これまでも九都県市首脳会議や指定都市市長会など、様々な機会を通じて制度の統一などを国に要望しています。
- ・ そこで、国に対し統一した制度の実現など、要望の連携・協力の強化をお願いします。

### 【県と市の小児医療費助成の状況】

	通院助成	入院助成	H30予算額
県	就学前まで	中学卒業まで	4,077百万円
本市	小6まで <sup>*</sup>	中学卒業まで	10,026百万円 (うち県補助金1,835百万円)

#### 《参考》

県下市町村の状況（通院助成）

※30年4月時点

・ 中学校卒業まで：20市町村

・ 小学校6年生まで：13市町

・ 未就学児まで：なし

※小6まで県補助が拡大された場合  
(県補助金3,271百万円)

\*本市は31年4月から中学校卒業まで拡大予定

# 政令市と他の市町村との補助較差是正（総務局・福祉子ども みらい局）

## 政令市と他の市町村との補助較差是正について

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 県の社会保障関係補助事業の中には、政令市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに較差を設けているものがあります。
- ・ 本市においても、平成31年をピークに人口減少となることに加え、超高齢社会が進展する中、社会保障施策の伸びは、一般財源の伸びを上回っており、財源確保が急務となっています。また、税負担の根幹である“受益と負担”という観点からすると、横浜市民として、他の市町村に在住している方々と同様に県民税を負担しているにもかかわらず、政令市に在住しているというだけをもって補助較差が設けられているという現状には、理解が得られるものではありません。
- ・ 他の市町村の住民と同様に県民税を負担している市民の理解と納得が得られるよう、これらの事業について、他の市町村との補助較差を撤廃することを強く要望します。

<b>(1) 重度障害者医療費助成事業</b>	
①政令市・中核市	1/3 (平成16年度から)
②その他市町村	1/2 (平成16年度から)
※昭和60年度から県補助率が縮減され、平成10年度以降は政令市とその他市町村の補助較差が設定されています。	
<b>(2) 小児医療費助成事業</b>	
①政令市	1/4
②その他市町村	1/3
※平成14年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成15年度から補助較差が設定されています。	
<b>(3) ひとり親家庭等医療費助成事業</b>	
①政令市・中核市	1/3 (平成18年度から)
②その他市町村	1/2
※平成15年度まで県内全市町村への補助率は1/2でしたが、平成16年度から補助較差が設定されています。	
<b>(4) 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業</b>	
①政令市	対象外
②中核市	1/3
③その他市町村	1/2
※平成7年度から当事業を実施していますが、平成9年度の県補助制度開始以来、補助対象外とされています。市は県内他都市と比して支給者数が格段に多いにもかかわらず、全額が市費負担となっています。 (平成30年8月31日現在) 在日外国人高齢者福祉給付金 支給対象者 39名、在日外国人障害者福祉給付金 支給対象者 11名	

提案の担当／健康福祉局生活福祉部医療援助課長	岩崎 均	TEL 045-671-3694
健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長	佐藤 泰輔	TEL 045-671-2355
健康福祉局障害福祉部障害福祉課長	佐藤 祐子	TEL 045-671-4130

## 医療・介護の提供体制の充実（健康医療局・福祉子ども みらい局）

- 1 地域医療介護総合確保基金を活用した医療と介護の提供体制の確保・充実及び連携の推進
- 2 心血管疾患疾病対策に対する県予算の確保

### 【提案の背景・必要性】

- ・ いわゆる“団塊の世代”が全て75歳以上になる2025年に向けて、県では病床機能の確保や人材の確保・養成等を目的に平成28年10月、「神奈川県地域医療構想」を策定しています。また、本市においても2025年を見据え、今年3月、「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「よこはま保健医療プラン2018」を策定しました。
- ・ 同計画・プランでは、介護予防・健康づくり、在宅生活を支えるサービスの充実等の取組を展開するとともに、増え続ける医療・介護需要に対応するため、特別養護老人ホーム整備、新規病床整備・病床機能転換、介護・医療人材確保等を推進することとしています。
- ・ 医療・介護ニーズのさらなる増大が見込まれる2025年に向け、不足する病床機能の確保、特別養護老人ホーム整備や医療・介護人材の確保・養成は急務です。
- ・ また、医療技術の進歩等を背景として増加している医療的ケア児・者や、重症心身障害児・者の在宅生活についても新たな支援が必要です。
- ・ つきましては、超高齢社会の到来に備え、これらの取組を集中的に推進するために、地域における医療及び介護の総合的な確保を目的とした、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を積極的に活用できるよう要望します。
- ・ さらに、高齢化の進展に伴い患者数の増加が見込まれる心血管疾患については、県及び本市における医療機関の体制、施設数が他都市と比べ十分とは言えない状況です。県民・市民の死亡原因の第2位となっている心血管疾患への対策として本市が実施する心血管疾患疾病対策事業への財源措置の確保を要望します。

【裏面あり】

# 1 地域医療介護総合確保基金の活用による取組

## ア 人材の積極的な確保策の推進

<p>(1) 介護人材支援事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>要望補助率：10/10</p> </div>	<p>2025 年に向け、大幅な介護人材不足が見込まれる中、各自治体では、必要な手立てを打つことが求められています。</p> <p>平成 31 年度、本市は、<u>海外からの介護人材受入れを重点項目として、①日本語や介護に関する専門知識等に係る学習支援の実施、②母国語での相談等に対応するための環境整備、③住居借上げ支援、④日本語学校の学費補助等の取組を拡充</u>します。また、介護人材のすそ野を広げるため、介護職に関する啓発や、資格取得と就労の一体的な支援等の実施により、新たな介護人材の確保や定着の支援及び専門性の向上にも取り組みます。</p> <p>つきましては、<u>基金の造成の趣旨をふまえ、本市が行うこれらの事業に更なる基金の活用</u>を要望します。</p>
---	---

## イ 在宅医療の提供体制の整備推進

<p>(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>要望補助率：1/2</p> </div>	<p>平成 28 年の児童福祉法改正により、医療技術の進歩等を背景として増加している医療的ケア児支援のための体制整備が規定されました。本市では、医療的ケア児・者や、重症心身障害児・者の在宅生活を支援するため、<u>国制度で想定される取組に加え、市医師会と連携し、医師会立訪問看護ステーションへ支援拠点の設置、医療的ケア児・者等と医療・福祉・教育関係機関等との相談・調整を行う看護師のコーディネーターの配置</u>を行い、ライフステージに応じた支援を総合的に相談・調整できる体制の構築に取り組んでいます。また、<u>関係機関等との連携体制の構築、医療的ケア児・者等に対応可能な医療・福祉・教育等の受入体制の充実</u>を進めます。</p> <p>このように、医療的ケア児・者等への取組には、国・県による事業に加え、市内の医療・福祉・教育関係機関等との連携や、<u>地域課題への対応等の地域特性に応じた施策の展開が効果的</u>です。</p> <p>つきましては、<u>本市で実施する関係事業に対する新たな補助制度の創設</u>を要望します。</p>
--	---

## ウ 介護施設及び医療施設の整備推進

<p>(1) 特別養護老人ホームの整備</p> <p>&lt;参考&gt;年度別公募数(計画)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募数</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>うち地域密着型</td> <td>87</td> <td>87</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公募の翌々年度に完成します</p> <p>※前年度までの募集状況により計画は見直します</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>要望補助率：10/10</p> </div>		H31	H32	H33	公募数	600	600	600	うち地域密着型	87	87	87	<p>要介護認定者等の増加をうけ、本市では、特別養護老人ホームの新規整備を推進しています。<u>整備の加速にあたり、基金の補助対象であるサテライト型の地域密着型特養の整備も促進するため、引き続き補助金を確保</u>していただくよう要望します。</p> <p>また、多床室の入居者のプライバシーの向上も課題となっています。多床室の準個室化については、県基金のプライバシー保護改修事業で措置を行っておりますが、入居者のプライバシーをより確保できる従来型個室化については、県基金に補助のメニューがありません。</p> <p><u>多床室の個室化改修は入居者の処遇向上につながるため、特別養護老人ホームの多床室の個室化改修に対する新たな補助制度の創設</u>を要望します。</p>
	H31	H32	H33										
公募数	600	600	600										
うち地域密着型	87	87	87										

【次頁あり】

(2) 慢性期病床の整備 ＜参考＞よこはま保健医療プラン 2018 の推計				<p>地域医療構想及び「よこはま保健医療プラン 2018」の推計では、2025 年に向けて、特に回復期・慢性期病床が大きく不足となっています。</p> <p>回復期病床の整備は、既に基金の補助対象となっており、ここ数年で少しずつ増えています。一方で、慢性期病床は基金の補助対象となっておらず、また、診療報酬が低く、地価や人件費の高い都市部で運営することが難しいことから、前年比で減少しています。</p> <p>つきましては、<u>慢性期病床の増床及び慢性期病床への転換に対する新たな補助制度の創設</u>を要望します。</p>
	既存病床数	2025 年推計	差引	
高度急性期	4,198 床	3,633 床	565 床	
急性期	11,901 床	9,273 床	2,628 床	
回復期	2,210 床	7,708 床	△5,498 床	
慢性期	4,560 床	5,551 床	△991 床	
合計	22,869 床	26,165 床	△3,296 床	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           要望補助率：3/4         </div>				

## 2 心血管疾患対策に対する新たな補助制度の創設

(1) 心血管疾患疾病対策事業 (心血管疾患リハビリテーション推進事業)		<p>県民・市民の死亡原因の第 2 位となっている心血管疾患について、本市は、「よこはま保健医療プラン 2018」で、「退院後の在宅生活も含め、急性期以後も適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、多職種協働による支援体制を構築する」ことを掲げています。</p> <p>県においても、「神奈川県保健医療計画（平成 30 年度～平成 35 年度）」で、「急性期後の医療として、心血管疾患リハビリテーションなどを多職種のチームにより推進し、再発と増悪の予防を図る」とされています。</p> <p><u>しかし、県及び本市における心血管疾患リハビリテーションに係る医療機関の体制、施設数は他都市と比べ十分とは言えない状況</u>です。</p> <p>平成 31 年度から本市は、心血管疾患疾病対策として、①診療体制の構築、②地域連携・フォローアップシステムの構築、③患者・家族教育の 3 つのアプローチに基づき事業展開を行い、対策を強化します。</p> <p>つきましては、<u>県民・市民への心血管疾患対策として、心血管疾患リハビリテーションに係る本市実施事業に対し、新たな補助制度の創設による財源措置の確保</u>を要望します。</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           要望補助率：1/2         </div>		

提案の担当／	健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長	佐藤 泰輔 TEL045-671-2355
	健康福祉局障害福祉部障害企画課長	佐渡美佐子 TEL045-671-3569
	医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長	西野 均 TEL045-671-3609
	こども青少年局こども福祉保健部障害児福祉保健課長	遠藤 文哉 TEL045-671-4277
	教育委員会事務局指導部特別支援教育課長	須山 次郎 TEL045-671-3956
	健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課高齢施設整備担当課長	作山 一隆 TEL045-671-3620
	医療局医療政策部医療政策課地域医療整備担当課長	川崎 洋和 TEL045-671-2972
	医療局疾病対策部がん・疾病対策課長	杉浦 宏 TEL045-671-2957

## 特別支援学校の整備等（教育委員会教育局）

県立横浜北部方面特別支援学校（仮称）の着実な整備及び県立特別支援学校での知的障害児の受入れ体制等の構築

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 義務教育人口が減少傾向にある一方で、本市においては、特別支援学校への就学を必要とする児童生徒が増加し、県立・市立ともに、特別支援校の過大規模化が大きな課題となっています。  
特に知的障害児においては、新就学児の増加及び市立中学校個別支援学級の卒業生の増加等により、特別支援学校の受入れ先が不足していることが大きな課題となっています。
- ・ 県におかれましては、平成 18 年 3 月に取りまとめられた「養護学校再編整備の在り方について」の報告書において、横浜地域を養護学校の設置が必要な優先地域の一つとして取り上げていただき、平成 25 年度の県立横浜ひなたやま支援学校の開設など、対応いただいております。
- ・ また、本市の肢体不自由特別支援学校再編整備による平成 31 年度の市立左近山特別支援学校の開校等により、肢体不自由特別支援学校の受入れ体制は着実に進捗しています。
- ・ そこで、平成 32 年度の県立横浜北部方面特別支援学校（仮称）の開校に向けた整備を引き続き着実に進めるとともに、知的障害児の受入れが円滑に進むよう、県市の連携体制の強化を要望します。

【次頁あり】



# パスポート発給事務等窓口サービス・市民の利便性の向上 (国際文化観光局、県警本部)

## 適切な財源措置と窓口サービス・市民の利便性の向上に向けた 取組の継続

### 【提案の背景・必要性】

- ・パスポート発給事務の移譲は、現在、県と市で協議を行い、平成 31 年秋頃の実施を目指しています。新たに北部地域にパスポートセンターを設置することでパスポート申請・受取手続等が市内 2 か所で行えることになり、市民の皆様が利便性が向上します。
- ・また、県パスポートセンター本所は、県と市による活用が検討されており、迅速できめ細かな県市の協力と連携が不可欠です。
- ・上記以外の他の分野においても、市民の皆様に対する窓口サービス・利便性の向上に資する取組は、継続的に行っていくことが必要です。
- ・例えば、現在、運転免許証の更新手続において、横浜市民は、初回更新者と違反運転者の窓口が運転免許センターに限定されています。市民以外の県民の皆様は、住所地の管轄署で全ての更新手続きが可能であり、市内に運転免許センターがあるものの、県下の他市町村と窓口サービスや利便性に差が生じています。
- ・つきましては、平成 31 年秋頃からの本市によるパスポート発給事務に係る「神奈川県市町村移譲事務交付金」及び「自治基盤強化総合補助金」の交付において、適切な財源措置を講じることを要望します。
- ・あわせて、県内他市町村と同様に運転免許証更新手続の窓口を拡大するなど、窓口サービス及び利便性の向上に引き続き取り組むよう要望します。

事務の移譲に伴う県からの財政措置

	移譲事務交付金	自治基盤強化総合補助金
概要	地方財政法第 28 条第 1 項及び交付要綱に基づき、市町村が移譲事務を処理するために必要とする経費に係る財源措置	市町村の行政権能及び財政基盤の強化を図るために、市町村等が実施する事業に対し交付される補助金
対象事務等	「事務処理の特例に関する条例」、「同条例施行規則」に記載する移譲事務	自治基盤強化型事業における個別市町村事業のうち、「単独市町村権限移譲準備事業」(移譲事務実施に向けた施設整備、広報事業、システム開発等)

運転免許センター以外で更新手続ができる警察署

更新時の講習による区分	横浜市民	横浜市民以外の神奈川県民
優良運転者	住所地の管轄署※1	住所地の管轄署※2
一般運転者	住所地の管轄署※3	住所地の管轄署※3
違反運転者	手続き不可	住所地の管轄署※3
初回更新者	手続き不可	住所地の管轄署※3

※1 後日交付 ※2 後日交付。即日交付警察署では即日交付  
※3 別日指定の講習受講後に交付

提案の担当／国際局国際政策部政策総務課パスポートセンター準備担当課長 柴 政紀 TEL 045-671-4717  
政策局政策部政策課長 齊藤 達也 TEL 045-671-3912

## ラグビーワールドカップ 2019™開催事業（スポーツ局）

共同開催自治体としての大会開催や機運醸成に向けたより一層の連携強化と組織運営面や費用負担の更なる協力

### 【提案の背景・必要性】

- ・ラグビーワールドカップ 2019™開催がいよいよ翌年に迫る中、本市は大会の成功に向けて、神奈川県をはじめとし、組織委員会や国とも連携を図りながら、着実に開催準備や機運醸成等の取組を進めているところです。
- ・その中でも、最も世界の注目が集まる決勝戦の会場となる、横浜国際総合競技場は、ホスピタリティ施設の増設・仮設置等を含め、大会主催者から特に高い水準での施設等を求められています。これを実現するため、施設・設備の改修等をさらに行っていく必要があります。
- ・また、決勝・準決勝戦が開催される横浜市のファンゾーンは、大会の盛り上げに大きく影響し、大会の成否にも直結します。国内外から多くの誘客が見込まれ、神奈川県・横浜市の文化・魅力を全世界に向けて発信する絶好の機会となることから、これを実現するためのファンゾーン設置・運営が必要となります。
- ・さらに、ラグビーワールドカップ 2019™開催にあたっては、交通・輸送、医療、危機管理、ボランティアの活用等の大会運営や外国人旅行者の受入れ、バリアフリー対策、多言語対応等のおもてなし環境の整備など開催自治体が推進すべき事項が多岐に渡ります。
- ・本大会を成功裏に開催し、神奈川県・横浜市の賑わい創出と経済の活性化、国内外へのアピールを図るため、共同開催自治体として大会開催や機運醸成に向けたより一層の連携強化、それに伴う組織運営面や費用負担の更なる協力を要望します。

#### 大会概要

試合会場：国内 12 会場（横浜市・神奈川県 / 横浜国際総合競技場）  
開催期間：平成 31 年 9 月 20 日（金）から 11 月 2 日（土）まで（44 日間）  
試合数：48 試合（うち横浜国際総合競技場開催：7 試合）  
試合日程：9 月 21 日（土） ニュージーランド 対 南アフリカ  
22 日（日） アイルランド 対 スコットランド  
10 月 12 日（土） イングランド 対 フランス  
13 日（日） 日本 対 スコットランド  
26 日（土） 準決勝 1、27 日（日） 準決勝 2  
11 月 2 日（土） 決勝



前回イングランド大会のファンゾーン

## 第7回アフリカ開発会議開催支援事業（国際文化観光局、 県警本部）

- 1 県域における広報・PR実施の協力
- 2 安全かつ円滑な会議開催に向けた警備への対応

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 平成20年の第4回会議、平成25年の第5回会議に引き続き、平成31年8月28日～30日に、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）が横浜で開催されます。
- ・ 第5回会議は、39名の国家元首・首脳級を含むアフリカ51カ国の代表団をはじめとする約4,500名以上が参加し、我が国が主催する最大規模の国際会議となりました。
- ・ 第7回会議が再び横浜で開催されることは、横浜、ひいては神奈川全体の国際的知名度の向上につながり、地域の発展に資するものであり、県にとっても大きな意義を有するものと思われまます。
- ・ こうした意義に御賛同いただき、県におかれましては、「第7回アフリカ開発会議横浜開催推進協議会」へのご参画等、御協力をいただいております。
- ・ つきましては、県域における広報・PR実施の協力を要望します。
- ・ また、多くの元首・首脳級の参加が想定されますので、安全かつ円滑な会議開催に向けて、警備について対応を要望します。

（参考）

#### ○アフリカ開発会議（TICAD）の概要

平成5年以降、日本政府が主導し、国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカ連合委員会（AUC）及び世界銀行と共同で開催

#### ○参加国等

アフリカ諸国、開発パートナー諸国及びアジア諸国、国際機関及び地域機関、民間セクターやNGO等市民社会の代表等

# 重要文化財大規模改修等への支援（政策局、教育委員会 教育局）

## 国の重要文化財「三溪園」及び「帆船日本丸」の大規模改修等 に対する県予算の確保

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 国指定の重要文化財・名勝を保有している三溪園及び同じく国指定の重要文化財である帆船日本丸は本市の観光・MICE施策等を推進するうえで、貴重な観光資源となっています。
- ・ 三溪園は、10棟の重要文化財を含む17棟の歴史的価値の高い建造物と、国の名勝指定を受けた広大な日本庭園を有しており、日本の歴史・文化を示す施設として、国内外から要人を迎える際の迎賓施設としても活用されています。また、最近では、クルーズ船客など海外からの旅行者の来園が増えています。
- ・ 帆船日本丸は、練習帆船として昭和5年に製造され、約11,000人もの船員を養成し、引揚者輸送や遺骨回収などで54年間にわたり活躍しました。引退した昭和58年8月に、県にもご協力いただいて横浜誘致が決定し、以来、多くの方々に親しまれています。
- ・ いずれも老朽化が進行していることから、保存に向け大規模改修等を行います。大規模改修等にあたっては国庫補助の活用や関係団体等の財政的な支援により実施しますが、国をはじめとして官民を挙げて、三溪園及び帆船日本丸を今後も末永く保存し、観光・MICE等を推進していく機運が高まっていることから、県とも緊密に連携しながら事業を推進していくべきものと考えています。
- ・ つきましては、国の重要文化財であり、県民・市民の貴重な財産である「三溪園」及び「帆船日本丸」の大規模改修等に関する経費について、県において必要な財源措置が講じられるよう要望します。

- ① 三溪園施設整備等支援事業（想定する県補助：指定文化財保存修理等補助金）  
総事業費：約32億円、平成31年度事業費：699百万円（うち県費52百万円）  
実施期間：平成30年度～35年度
- ② 帆船日本丸大規模改修事業（想定する県補助：市町村事業推進交付金）  
総事業費：約6億円、平成31年度事業費：126百万円（うち県費21百万円）  
実施期間：平成29年度～31年度  
＜国費＞ 補助率（①②共通）：国庫補助対象経費の1/2  
＜県費＞ 補助率（①②共通）：国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の1/3

# 消防ヘリコプター・消防艇広域連携促進事業（くらし安全防災局）

神奈川県下の大規模災害等に対応するため、広域応援に必要とされる消防ヘリコプター・消防艇の運営及び更新に係る経費に対する県予算の確保

## 【提案の背景・必要性】

- ・現在、県下の航空及び港湾消防体制は、本市と川崎市が担っており、神奈川県下消防相互応援協定に基づき、県内市町村の要請に応じて活動し、市域外での応援活動で実績を上げています。
- ・本年7月に発生した西日本での豪雨災害や、9月に発生した北海道胆振東部地震、県内では7月に発生した横須賀市での倉庫火災など、近年頻発している大規模災害への対応を強化するためには、県と市が一体となり体制を整える必要があります。
- ・消防ヘリコプターについては、平成28年度から、市町村地域防災力強化事業費補助金が交付されることになりましたが、現状の補助制度では、消防ヘリコプター機体整備に係る経費がまかなえていない状況であるとともに、広域応援に不可欠な教育訓練費等が補助対象外となっています。
- ・また、コンビナート災害等の発生に迅速に対応する消防艇については、本市で保有する2艇のうち1艇が老朽化により今後更新をおこなうこととしています。本市の消防艇は広域応援部隊として活動しており、県内沿岸付近の災害に対応することとしていますが、更新費に対する県からの補助は対象外となっています。
- ・つきましては、消防ヘリコプター及び消防艇に係る運営や更新の経費に対して応分の負担措置を要望します。

- ① 消防ヘリコプター維持管理事業（1号機：耐空検査4年、2号機：耐空検査1年等）  
平成31年度事業費：254百万円（県費要望額 43百万円※）  
※30年度県補助金上限額：30百万円（市町村地域防災力強化事業費補助金）
- ② 消防艇維持管理事業（よこはま：法定検査等、まもり：更新に向けた設計費等）  
消防艇維持管理費： 213百万円（県費要望額 5百万円）  
「まもり」更新に向けた設計費： 7百万円（県費要望額 4百万円）

提案の担当／消防局横浜ヘリポート航空科長  
消防局総務部施設課長

齋藤 守 TEL 045-784-0119  
小野寺 勝 TEL 045-334-6571

## 防災・減災、都市基盤整備など県市協調で進めている事業

### (県土整備局、くらし安全防災局)

県と市で連携して、防災・減災の取組、都市基盤整備や防犯対策等が進められるよう、急傾斜地崩壊対策事業、市街地再開発事業や地域防犯カメラ設置補助事業等を推進

#### 【提案の背景・必要性】

- ・以下の事業については、これまでも県と市が協調して予算を確保し、事業を進めているところです。
- ・地域防犯カメラ設置補助事業は、県が平成31年度までの計画を平成30年度に前倒すことを表明していますが、自治会町内会等のニーズが満たされていないことから、さらなる防犯力向上のために補助制度の継続を求めます。
- ・平成31年度も引き続き、県市協調で円滑に事業が進められるよう要望します。

(要望事業)	県予算要望額 (百万円)	うち県負担額 (百万円)	県所管局	説明
①急傾斜地崩壊対策事業 (建築局)	800	640	県土整備局	急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止工事にかかる事業費の確保。 (工事中：22か所、未着工：16か所(H30.3月末))
②都市基盤河川改修事業 (道路局)	3,675	1,225		本市が施行する河川改修及び大規模な用地取得に対する補助金の確保。 帷子川、今井川、阿久和川など5河川
③市街地再開発事業 (都市整備局)	1,624	812		民間活力を活用した市街地再開発事業の促進を図るため、市街地再開発事業の施行者に対する事業費の確保。 ①大船駅北第二地区 ②瀬谷駅南口第1地区 ③新綱島駅前地区 ④中山駅南口地区
④神奈川東部方面線整備 事業 (都市整備局)	4,070	4,070		神奈川東部方面線整備にかかる事業者への事業費の確保。
⑤地域防犯カメラ設置補助 事業 (市民局)	32	18	くらし安全 防災局	東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、さらなる防犯力向上を図るため、市内の自治会町内会・商店会に交付する防犯カメラ設置にかかる補助金の確保及び平成31年度の補助制度の継続(31年度：100台分)

提案の担当／①建築局企画部建築防災課がけ・狭あい担当課長	山本 和弘	TEL 045-671-2959
②道路局河川部河川計画課長	樽川 正弘	TEL 045-671-2818
③都市整備局市街地整備部市街地整備調整課長	鈴木 康弘	TEL 045-671-2710
都市整備局市街地整備部市街地整備推進課長	飯島 徹	TEL 045-671-3849
都市整備局市街地整備部市街地整備推進担当課長	村田 功	TEL 045-671-2668
④都市整備局都市交通部鉄道事業推進担当課長	千葉 健志	TEL 045-671-2716
⑤市民局市民協働推進部地域防犯支援課長	坪井 豊	TEL 045-671-2601

## 県施行の河川改修事業（県土整備局）

県施行による河川改修事業の推進等（帷子川、境川、柏尾川、大岡川、侍従川、鶴見川、宮川、今井川、舞岡川）

### 【提案の背景・必要性】

- ・ 西日本豪雨をはじめ、近年、激甚化する水害が頻発しており、市内でも台風や集中豪雨による浸水被害が依然として数多く発生しています。都市部における河川の氾濫等の災害発生は、生命・財産に甚大な被害をもたらし、都市機能を大きく阻害することになります。そのため、県民・市民を守るためには、県施行河川における取組が不可欠であると言えます。
- ・ つきましては、県施行河川の改修促進を要望します。

対象河川	要望内容
帷子川	交通の結節点である下流部では、平成 16 年の台風 22 号・23 号において横浜駅周辺で甚大な浸水被害が発生し、平成 26 年の台風 18 号でも河川の避難判断水位を超え、溢水寸前でした。再度の災害発生防止に備え、河口部の狭さく部をはじめとした未整備区間の河川改修の促進を要望します。
境川、柏尾川 大岡川、侍従川	依然として治水安全度が低いため、河川改修の促進や遊水地の早期完成等、治水対策の強化を要望します。
鶴見川	治水安全度を向上させるための河川改修の促進を要望します。
宮川、侍従川	想定し得る最大規模の降雨を対象とする浸水想定区域図の早期策定を要望します。
今井川、舞岡川	ポンプ排水型遊水地の長寿命化事業等を実施するため、河川法第 99 条に基づく本市への早期委託を要望します。



平成 16 年台風 22 号 横浜駅西口周辺

提案の担当／道路局河川部河川計画課長  
都市整備局都心再生部都心再生課担当課長

樽川 正弘 TEL 045-671-2818  
石井 高幸 TEL 045-671-3961

